

令和5年4月1日  
財務部 技術監理課

### 設計変更相談窓口設置の試行について

#### 1. 目的

設計変更の内容について、受発注者間協議で合意が見込めない場合、その後の工事進捗及び品質確保に影響があることから、問題の早期解決を図るため技術監理課に窓口の設置を試行する。

#### 2. 【設計変更相談窓口】の位置づけ

設計変更の内容を検討し、技術監理課の意見を【助言】する。

#### 3. 相談の対象工事

浜松市が発注する土木系工事を対象とする。

#### 4. 相談の流れ ※ 相談票の提出は完成工期の1か月前までとする。

- ① 各課にて元請業者との変更協議
- ② 変更協議が折り合わない場合、双方の意見の相違点を抽出。
- ③ 工事担当課内で協議。
- ④ 課内で結論に至らない場合、課長が相談票（様式-1）を技術監理課長に提出。
- ⑤ 技術監理課内にて検討。（必要に応じて受注者へヒアリング）
- ⑥ 回答票（様式-2）を作成し、工事担当課長に文章助言する。
- ⑦ 工事担当課は受注者と再度協議を行う。

#### 5. 入札監視委員会との関連

【設計変更相談窓口】は【浜松市入札監視委員会】とは別個のものである。工事担当課との協議に納得できない場合、受注者は【浜松市入札監視委員会】に再苦情申立を行うことができる。詳細は【浜松市入札監視委員会要綱】による。

この試行は令和5年4月1日より実施する。

# 設計変相談更窓口処理フロー

